平成２３年（フ）第１３２８号
広島市安佐北区安佐町大字くすの木台47番地の７
破産者　有限会社ケー・エム
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５９号
鹿児島県霧島市隼人町見次536番地１
破産者　有限会社グッドニュース
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１９２号
群馬県前橋市石倉町５丁目16番地14シャトルマツイ２－Ｃ号
破産者　株式会社Ｃｈａｎｇｅ
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１４４００号
千葉県野田市七光台460
破産者　中村愛子こと　ナカムラ　チン
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３号
東京都小平市花小金井４丁目14番７号
破産者　株式会社加藤設備工業所
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６４号
東京都小平市花小金井４丁目14番７号
破産者　阿竹　悦雄
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７８号
東京都八王子市下恩方町730番地ベルノーブルＡ号
破産者　須賀　　孝
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１７４号
東京都八王子市暁町１丁目37番２号トレセリア暁町313号
破産者　長原　　潤
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１７８号
東京都日野市多摩平６丁目17番地の７
破産者　平野　芳亜
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８４号
静岡県榛原郡吉田町住吉2780番地の１
破産者　株式会社セイブ・ラック
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４９５号
静岡市清水区鳥坂563番地の３
破産者　ＡＳ技研株式会社
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８１３号
静岡県藤枝市築地834番地の１
破産者　有限会社ホームケア
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第４１号
大分県竹田市荻町木下1456番地
破産者　亡白石基幸相続財産
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２０年（フ）第３２８号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字押方941番地１
破産者　株式会社清水工業
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第３２号
京都府福知山市篠尾新町３丁目113番地
破産者　株式会社アイカ
１　決定年月日　平成24年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
京都府福知山市字堀小字雁田500番地の１
破産者　大槻管工株式会社
１　決定年月日　平成24年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第２４３号
長崎県佐世保市御船町９番１号
破産者　株式会社西九州設計事務所
１　決定年月日　平成24年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２４４号
長崎県佐世保市御船町９番１号
破産者　株式会社ブルー・ウェスト
１　決定年月日　平成24年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３２７号
長崎県佐世保市花高２丁目１番２－101　長崎県住宅供給公社Ｂ棟、商業登記簿上の本店所在地長崎県佐世保市有福町4161番地13
破産者　有限会社佐世保レイダン
１　決定年月日　平成24年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１２３号
千葉市中央区新宿１丁目21番４号　パルコート新宿202号
破産者　上原　正義
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２２７号
千葉県習志野市東習志野４丁目15番23号　ゆり荘202号
破産者　山田　和子
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３７３号
福岡県久留米市東合川町60番地１号
破産者　有限会社カネセン
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部